

平成20年度国の地方バス路線維持費補助制度の概要

(1) 生活交通路線維持費補助

地域協議会で必要と認められ、都道府県が指定する生活交通路線の運行費等について、都道府県と協調して支援

→「生活交通路線」とは、複数市町村にまたがり、キロ程が10km以上、1日の輸送量が15人～150人、1日の運行回数が3回以上、広域行政圏の中心都市等にアクセスする広域的・幹線的な路線

<補助対象事業者>

乗合バス事業者

<補助対象経費>

◆路線維持費補助・・・補助対象経常費用と経常収益の差額（補助対象系統ごと）。ただし、一定の限度額を設定

◆車両購入費補助・・・実費購入費（消費税抜き）から備忘価額として1円を控除した額。ただし、一定の限度額を設定

<負担率>

国が1/2、都道府県が1/2を補助

(2) 路線合理化促進費補助

生活交通路線を運行する乗合バス事業者が行う費用削減や増収努力等の経営改善について、都道府県等と協調して支援

<補助対象事業者>

生活交通路線を運行する乗合バス事業者であって、以下の要件を満たす者

- ・乗合バス事業者キロ当たり経常費用が地域キロ当たり標準経常費用を下回っていること。
- ・事業者の経営が前年度より改善していること。

<補助対象経費>

◆①と②の合計額（補助対象路線ごと）。ただし生活交通路線維持に係る補助（補助対象路線ごと）の1/2を限度。

① [(地域キロ当たり標準経常費用) - (乗合バス事業者キロ当たり経常費用)] × (補助路線実車走行キロ) × 5%

②次式により得られた額のうちいずれか多いほうの額

○コストが減少した場合

[(前年度の乗合バス事業者キロ当たり経常費用) - (当該年度と同費用)] × (補助路線実車走行キロ) × 20%

○収入が増加した場合

[(当該年度の乗合バス事業者全補助対象路線キロ当たり経常収益) - (前年度の同収益)] × (補助路線実車走行キロ) × 20%

<負担率>

国が1/2、都道府県が1/2を補助